

山口大学工学部学術資料展示館所蔵の学術資産の撮影に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学工学部学術資料展示館（以下「学術資料展示館」という。）の学術資産の撮影に関し、学術資産の保護及び良好な施設環境を保つために必要な事項を定める。

(学術資産の定義及び撮影の許可範囲)

第2条 本取扱要項において、学術資産とは学術資料展示館が所蔵する鉱石及び関連資料をいう。

- 2 撮影を行うことができる範囲は、学術資料展示館及び保管庫の学術資産とし、大学等における教育又は学術研究若しくは博物館等における展示を目的とするものに限るものとする。ただし、館長が必要と認める場合は、この限りではない。

(撮影許可申請)

第3条 撮影を希望する者は、山口大学工学部学術資料展示館学術資料撮影許可申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を館長に提出するものとし、参考資料がある場合は申請書とともに提出するものとする。

- 2 館長は、前項の申請を受け付けたときは、内容を審査し、撮影の可否を決定するとともに、山口大学工学部学術資料展示館学術資料撮影許可（不許可）通知書（様式第2号）により申請者に対し結果を通知するものとする。

(遵守事項)

第4条 撮影の許可を受けた者は、写真又は動画（以下「写真等」という。）を利用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 写真等を学術論文等で使用する場合は、「山口大学工学部学術資料展示館」所蔵の学術資産であることを明記すること。
 - (2) 学術資産を展示場所又は保管場所から持ち出さないこと。
 - (3) 写真等を目的以外に使用しないこと。
 - (4) 写真等を第三者に無断で複製・複写・転用・転載しないこと。
 - (5) 写真等をソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）に掲載しないこと。
 - (6) 学術資産又は施設に損害を与えた場合並びに撮影に係る事故等が発生した場合は、直ちに館長に報告するとともに、その損害を弁償すること。
 - (7) 写真等により、公序良俗に反する行為を行わないこと。
 - (8) その他、館長の指示に従うこと。

(撮影の禁止)

第5条 館長は、撮影を行う者が前条の規定に違反し、又は指示に従わないときは、直ちに撮影及び撮影した写真の使用を中止させるものとする。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、学術資料展示館館所蔵の学術資産の撮影に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。